国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十四号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百四十五条の見出しを「（海上保安監）」に改め、同条第一項中「警備救難監」を「海上保安監」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　海上保安監は、長官を助け、海上の安全及び治安に重要な影響を与える事態への対処並びに当該事態の発生の防止に関する事務を整理する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

2　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「警備救難監」を「海上保安監」に改める。

（罰則に関する経過措置）

3　前項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣　新藤　義孝

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十五号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十九号を第二十号とし、第九号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十条の三第一項に規定する地方公共団体実行計画をいう。第二十一条第五号において同じ。）その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関するものに限る。）。

第四条第二項中「第十号及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」に、「同項第十九号」を「同項第二十号」に改める。

第五条第四号中「（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）」を削り、「水・大気環境局」を「総合環境政策局及び水・大気環境局」に改める。

第六条第十六号中「第十号」を「第十一号」に改める。

第十条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第二十一条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（地方公共団体実行計画その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関するものに限る。）。

第二十九条第一号中「水・大気環境局及び」を「総合環境政策局及び水・大気環境局並びに」に改め、同条第二号中「（平成十年法律第百十七号）」を削る。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（大臣官房参事官の設置期間の特例）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

4　第十条第一項の参事官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　石原　伸晃

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十六号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「若しくは同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは同条第七項に規定する複合型サービス福祉事業」に改め、同条第八号中「法人」の下に「又は同法第三十九条第一項に規定する保育所を設置し、若しくは経営する法人」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三